

## 報 道 資 料

発表日:平成31年3月8日

所 属:公立大学法人 奈良県立医科大学

担 当:人事課 木村、阪本

電 話:0744-22-3051 内線2175、2275

### 公立大学法人 奈良県立医科大学 職員の懲戒処分について

3月6日付けで酒気帯び運転事案について、下記のとおり懲戒処分を行ったので、お知らせいたします。

#### 記

被処分者 : 本学 係長 浦 剛(うら つよし)

処分内容 : 6 か月間停職

処分理由 : 職員就業規則 第 31 条違反 [注]

処分事由 : 平成 31 年 2 月 16 日 本学附属病院に勤務する上記職員が、酒気帯び運転で、逮捕された。

注:職員就業規則(抜粋)

第 31 条 職員は次の事項を守らなければならない。

- (1)法令、法人の規則及び規程に従い、かつ上司の職務上の命令に従わなければならない。
- (2) 法人の名誉若しくは信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。